

答 申 第 2 1 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 1 月 3 0 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 2 3 号

平成 2 9 年 9 月 4 日付け（第 1 5 7 - 4 号）「行政文書不存在通知」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第23号

答申番号：答申第21号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市長に対し、平成29年8月21日付けで「第70-1号 高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）の7頁ア」に関し、「①『暫定ケアプラン』と『本ケアプラン』の法的位置づけの違いが分かる情報、②『本ケアプラン』と『より詳細なケアプラン』の違いが分かる情報、③『より詳細なケアプラン』の法的位置づけの分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 事案の移送

高崎市長は、本件請求について、条例第14条第1項の規定に基づき、平成29年8月23日付けで高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、事案の移送を行った。

3 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月4日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

調査の際に資料提出を受けていないため請求内容の情報は不存在。

4 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成29年10月26日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月6日付けで弁明書を請求人に送付した。

6 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成30年1月30日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

第3 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、「早急に資料を取得し、住民監査請求のやり直しを求める。」と主張している。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成30年1月31日及び同年3月29日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

(1) 実施機関は、請求人による地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）に係る監査の過程で、暫定ケアプランに関する事項について、介護老人保健施設職員及び本市介護関係職員から聴取するなどの調査を行っている。本件監査請求に関する様々な事項を調査する中で、監査の結果に記載する事項やその他の行政文書に記録する事項は、その必要性や合理性に基づき実施機関が判断する事柄である。監査の決定にあたり判断を要しないものについては、監査の結果及びその他の行政文書に記載及び記録をしていない。

(2) 「①『暫定ケアプラン』と『本ケアプラン』の法的位置づけの違いが分かる情報」について

本件監査請求は、介護保険法第22条第3項に定める偽りその他不正の行為に該当するかどうか争点である事案であり、監査の決定を行うにあたり暫定ケアプランと本ケアプランの法的位置づけの違いを確定することを要するものではないため、実施機関は、当該法的位置づけの違いが分かる情報を記録した文書の作成及び取得をしておらず、当該文書は存在しないため、不存在と決定したものである。

(3) 「②『本ケアプラン』と『より詳細なケアプラン』の違いが分かる情報」について

本件監査請求は、介護保険法第22条第3項に定める偽りその他不正の行為に該当するかどうか争点である事案であり、監査の決定を行うにあたり本ケアプランとより詳細なケアプランの違いを確定することを要するものではないため、実施機関は、当該法的位置づけの違いが分かる情報を記録した文書の作成及び取得をしておらず、当該文書は存在しないため、不存在と決定したものである。

(4) 「③『より詳細なケアプラン』の法的位置づけが分かる情報」について

本件監査請求は、介護保険法第22条第3項に定める偽りその他不正の行為に該当するかどうか争点である事案であり、監査の決定を行うにあたりより詳細なケアプランの法的位置づけを確定することを要するものではないため、実施機関は、当該法的位置づけの違いが分かる情報を記録した文書の作成及び取得をしておらず、当該文書は存在しないため、不存在と決定したものである。

第5 審査会の判断

1 争点

「行政文書を保有していない」という類型には、①そもそも作成又は取得をしていない、②作成又は取得をしたが保存期間満了により廃棄済み、③公開請求の対象となる「行政文書」ではないという3つの場合があるが、実施機関は①の作成も取得もしていないと主張しているので、本件行政文書が、実施機関における事務処理において、作成し又は取得されたか否かを検討する。

(1) 本件行政文書について

実施機関が、本件監査請求に関する様々な事項を調査する中で、監査の結果に記載する事項やその他の行政文書に記載する事項は、その必要性や合理性に基づき実施機関が判断する事柄であり、監査の決定にあたり判断を要しないものについては、監査の結果及びその他の行政文書に記載及び記録をしていないという、実施機関の主張に特段の不自然な点は認められない。

(2) 審査会の調査について

審査会は、実施機関に対して、条例第22条第4項に基づく調査を実施し、監査委員事務局において本件行政文書の保有の有無を確認したが、本件行政文書として改めて特定すべき行政文書の存在は確認できなかった。

(3) したがって、本件行政文書を不存在とした実施機関の判断に、特段の不自然な点は認められない。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は、本件審査請求において、実施機関に、本件行政文書を取得

し、住民監査請求のやり直しをするよう求めているが、行政文書の公開請求権は、条例第5条の規定のとおり、実施機関の保有する行政文書の公開を請求する権利を行使することを認めるものであり、実施機関に対して文書の取得を請求する権利を付与するものではない。

また、当審査会の役割は、対象行政文書の存否をめぐる実施機関の説明の妥当性を判断することである。住民監査請求のやり直しを求めることは本件処分に係る審査請求の対象外であり、当審査会において判断する事項ではない。

なお、請求人の実施機関に対するその他の主張は、本答申の判断を左右するものではない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年1月30日	諮問
平成30年1月31日 平成30年4月26日 平成30年5月31日	調査、審議
平成30年7月19日 平成30年8月 8日 平成30年9月27日	答申調整
平成30年10月10日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行